

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 30 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

小型家電リサイクル法に基づき再資源化を行う施設に係る情報の提供等について

日頃から廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）については、平成 26 年度の「地方分権改革に関する提案募集」の中で御提案を頂き、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、以下のように対応方針が定められたところで

- 再資源化事業計画の認定（10 条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成 28 年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。

環境省及び経済産業省においては、この方針に則り、小型家電リサイクル法に係る「事務の効果的な執行に資する情報」を確認するため、平成 28 年 4 月、提案団体に対するアンケート調査を実施したところです。今般、その結果等を踏まえ、情報提供等の具体的な方法について、別紙のとおり定めましたのでお知らせいたします。

また、貴管内市区町村に対しても、周知いただくようお願い申し上げます。

【担当】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 森田、川野辺、稲田
T E L : 03-5501-3153
E-mail : hairi-recycle@env.go.jp

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課
武田、中島、大沼
T E L : 03-3501-4978
E-mail : 3r-info@meti.go.jp

1. 再資源化を行う施設に係る情報の提供

平成 27 年 12 月の閣議決定を受け、環境省及び経済産業省では、平成 28 年 4 月、提案団体を対象とするアンケート調査を実施し、御提案の趣旨は、

小型家電リサイクル法に基づいて国から再資源化事業計画の認定を受けて再資源化を行う認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者（以下「認定事業者等」という。）は「みなし」の廃棄物処理業者であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく立入検査等を地方公共団体が実施することになるため、廃棄物処理法に基づく立入検査を効果的に執行できるよう、再資源化を行う工程に係る最新の情報を提供されたい。

ということであると認識しました。

そこで、環境省及び経済産業省としては、再資源化を行う施設に対して立入検査を実施する地方公共団体から、環境省本省に実施する旨の連絡があった際に、当該再資源化施設に関する以下の情報を提供することとします。

- 小型家電リサイクル法第 10 条 2 項 5 号及び 8 号に係る情報

なお、再資源化を行う施設については、認定内容の変更手続きが頻繁に行われており、その都度の情報提供は事務負担上困難であることから、上記の通り、実際に立入検査が行われる際に、その時点での最新情報の提供を行う方法を取らせていただきます。また、情報の提供までには、御連絡を頂いてから、最大で一ヶ月程度の期間を要する場合がございますので、御留意ください。

○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（抄）

（再資源化事業計画の認定）

第 10 条

1 （略）

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 （略）

五 再資源化事業の内容

六～七 （略）

八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九～十 （略）

3 （略）

※小型家電リサイクル法第 10 条 2 項 5 号及び 8 号に係る情報の詳細については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に関わる再資源化事業計画の認定申請の手引き」を参照ください。

2. 再資源化を行う認定事業者等に係る行政処分情報の共有

平成 27 年 12 月の閣議決定を踏まえ、国と地方公共団体の更なる連携強化を図るため、今後、国又は地方公共団体のいずれかが、再資源化を行う認定事業者等に対する行政処分を行った際には、以下のように、他方への情報提供を行うことを明確化します。

(1) 国から地方公共団体への情報提供

- 国（環境省及び経済産業省）が、再資源化を行う認定事業者等に対し、小型家電リサイクル法に基づく、報告の徴収（定例的なものを除く。）、又は認定の取消しを実施した場合には、速やかに、環境省本省から、当該事案に関する地方公共団体に対して、当該処分の事実関係、経緯、処分内容等についての情報を提供する。

(2) 地方公共団体から国への情報提供

- 地方公共団体が、小型家電リサイクル法に基づく再資源化を行う認定事業者等に対して、廃棄物処理法に基づき、報告の徴収（定例的なものを除く。）、命令又は許可の取消しを実施した場合には、速やかに、環境省本省に対して、当該処分の事実関係、経緯、処分内容等についての情報を提供する（当該情報は環境省及び経済産業省で共有）。

以上